

新大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会 会則

(目的)

第一条 新大阪駅周辺地区において、災害が発生した場合において公共交通機関の運行の停止等により徒歩で容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援体制の構築を図ることを目的に、災害対策基本法第7条（住民等の責務）及び大阪市防災・減災条例第25条（帰宅困難者対策）第6項で定める大阪市及び他の事業者、地域住民、鉄道事業者等との連携及び協力に努めるため、新大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第二条 協議会は、新大阪駅周辺に所在する事業所等で構成する。

- 2 協議会に会長1名、副会長1名以上を置く。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がこの任にあたる。
- 4 協議会に顧問等を置くことができる。
- 5 会長及び副会長は、会員の互選によって定める。
- 6 顧問等は協議会で選任する。

(活動内容)

第三条 協議会の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 平常時の活動

- ① 従業員・顧客等の安全確保、混乱防止対策を検討すること。
- ② 帰宅困難者対策を事業所防災計画に位置づけ、対策の推進を図ること。
- ③ 水・食料の備蓄計画を検討すること。
- ④ 被害情報や道路交通情報の入手手段確保の計画を策定し、従業員等に周知すること。
- ⑤ 帰宅困難者対策訓練を実施すること。
- ⑥ 帰宅困難者対策として、協議会が必要と認める事項について調査、研究を行い、または実施すること。
- ⑦ 協議会の運営に関する事項を協議すること。

(2) 災害時の協力

- ① 自社の応急対応等の防災計画に基づく活動およびBCPの実施。
- ② 顧客等のパニック防止等、顧客の安全確保。
- ③ 被害情報や道路交通情報の入手・周知を行うこと。
- ④ 協議会にあらかじめ定めている活動の実施。

(分科会)

第四条 特定の課題について検討を行うため、協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の構成及び運営に必要な事項は、協議会にて定める。

(組織)

第五条 協議会の事務は、大阪市淀川区役所及び東淀川区役所が処理する。

(協議会)

第六条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、開催する。

- 2 協議会は、会長が議長となる。
- 3 協議会の議事は、出席者の過半数の同意をもって議決する。
- 4 会則、事業計画等の事項は協議会で議決する。

(任期)

第七条 会員の任期は定めないこととし、協議会への入退会は、事務局へ申請の上、随時行うことができる。

- 2 互選された会長及び副会長の任期は2年とし、再選を妨げない。

(その他の事項)

第八条 本会則に定めのない事項については、その都度協議会で協議する。

附則

本会則は平成29年7月27日から施行する。